

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7(2025)年6月26日

島根県知事

殿



提出者

住 所 島根県出雲市長浜町1372-12

氏 名 神戸天然物化学株式会社 出雲工場

工場長 釜坂 公浩

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

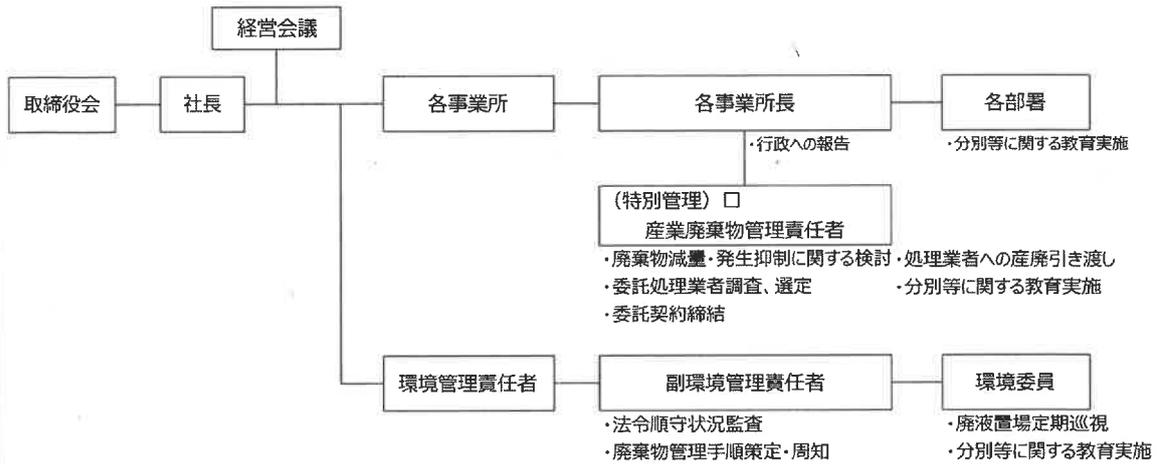
電話番号 0853-28-8893

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	神戸天然物化学株式会社 出雲工場
事業場の所在地	出雲市長浜町1372-12
計画期間	令和7(2025)年4月1日～令和12(2030)年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1639 事業の種類	1639 その他の有機化学工業製品製造業
②事業の規模	売上高 81.8億円(全社)
③従業員数	127名(2025.6.1現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年/ 2024年度）実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃油 (有害)	廃酸 (有害)	汚泥 (有害)
	排出量	1729t	68t	160t	33t	1.5t	0.001t
(これまでに実施した取組) 定常案件、スポット案件ともに弊社で製造工程構築可能な場合は、使用溶剤を削減し排出抑制に取り組んだ。							
② 計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃油 (有害)	廃酸 (有害)	汚泥 (有害)
	排出量	2000t	80t	160t	30t	1.5t	0t
(今後実施する予定の取組) 廃油の再生利用に積極的に取り組む。 受託案件の内容により廃棄物種類が変動するが、環境負荷低減のため有害物を含む溶剤の使用量削減を念頭に取り組む。							

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物種類毎に分別後、各容器のラベル表示により区別している。
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 法令、条例等に変更がない限り、現行の分別を維持することを優先に取り組む。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年 / 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年 / 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 特になし			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 特になし			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年 / 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年 / 2024 年度）実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃油(有害)	廃酸(有害)	汚泥(有害)
	全処理委託量	1729t	68t	160t	33t	1.5t	0.001t
	優良認定処理業者への処理委託量	922t	55t	160t	33t	1.5t	0.001t
	再生利用業者への処理委託量	817t	13t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	912t	55t	160t	33t	1.5t	0.001t
	(これまでに実施した取組)  優良認定処理業者に優先的に委託する。 再利用及び再資源化可能な取引先を開拓する。						

② 計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	廃酸	廃油 (有害)	廃酸 (有害)	汚泥 (有害)
	全処理委託量	2000t	80t	160t	30t	1.5t	0t
	優良認定処理業者への 処理委託量	2000t	80t	160t	30t	1.5t	0t
	再生利用業者への 処理委託量	1000t	15t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	1000t	65t	160t	30t	1.5t	0t
(今後実施する予定の取組)							
引き続き優先的に優良認定処理業者へ委託する。 再利用及び再資源化可能な取引先を開拓する。							
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度(令和6年 / 2024年度)実績】						
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)				1992.9t		
	(今後実施する予定の取組)						
特になし							
※事務処理欄							

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理工程

